

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



SBSフレック株式会社
阿見営業所



丸和バイオケミカル株式会社
阿見開発センター



都運送株式会社
つくば営業所



株式会社エーシーケミカル
関東工場



雪印メグミルク株式会社
阿見工場



株式会社SPパーツ



キシダ化学株式会社
つくば事業所



小川香料株式会社
つくば事業所



株式会社日本サーモエナ
関東工場



株式会社杉孝
つくば機材センター・つくば出張所



トキワ精機株式会社
阿見工場



東洋成型株式会社



株式会社コモダエンジニアリング
阿見工場



株式会社ホンダ産業
本社



2014 No.645 12

平成26年
11月28日発行

主な内容

- 町消防本部と稲敷広域消防本部の広域化… 2
- 平成26年度上半期財政事情…………… 4
- 高額療養費制度が変わります…………… 6
- まい・あみ・まつり2014決算報告…………… 13
- 町長への手紙／寄せられた意見と回答…………… 20

働く人が輝くまちづくり

県企業局が整備した阿見東部工業団地には、多くの企業が進出しています。町では、税収や雇用を確保するため、東部工業団地の立地企業に対する優遇制度を設け、積極的に企業誘致を進めています。

阿見町消防本部と稲敷広域消防本部の広域化について 県から『広域化の許可』

阿見町消防の広域化について、広報あみ5月号通常版で概要を掲載しましたが、今回はその後の経過等についてお知らせします。阿見町と稲敷広域事務組合（構成市町村：龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・利根町・河内町・美浦村）は平成25年2月より「稲敷広域・阿見町消防等広域化協議会」を発足し協議を進めてきましたが、各市町村9月の定例議会において、稲敷広域・阿見消防広域化についての議案が可決されました。これを受けて、稲敷広域事務組合の規約変更許可を県に申請し、10月16日付で県知事より許可通知され、阿見町消防本部と稲敷広域消防本部は、平成27年4月1日から広域消防となります。

■『新・稲敷広域消防本部』の組織

新・稲敷広域消防本部は広域化することにより、3市3町1村（龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・阿見町・利根町・河内町・美浦村）を管轄し、人口は約30万人、職員数3,877人、消防車両45台を保有し、県内にある25の消防本部のなかでは2番目の規模となり、組織力が充実・強化され、大災害等に備えることができます。

現場活動を行う『消防署』があり、広域化することで消防本部はひとつになり、稲敷広域消防本部（龍ヶ崎市）に移ることになります。

広域化後の新しい名称は、消防本部名が『阿見町消防本部』から『稲敷広域消防本部』、消防署が『阿見町消防署』から、『阿見消防署』に変更になります。

消防本部が統合されることにより人員が効率化され、現場活動要員の増強、指揮隊の専任化等が可能になります。

■広域化後の体制

●消防本部の方式と名称

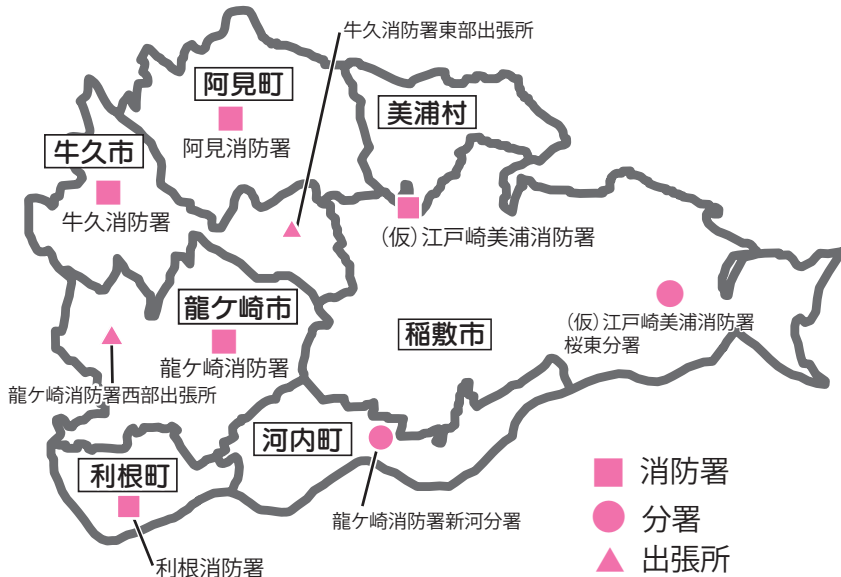
広域化の方式は、これまで『単独』の消防本部でしたが、広域化後は、7市町村による『二部事務組合方式』になります。

消防の組織には、おもに組織運営を行う『消防本部』と、

●119番通報から出動まで

これまで119番通報は、阿見町消防署の指令室に入りましたが、広域化後は稲敷広域消防本部の『高機能消防指令センター』につながるようになります。（無線機器をアナログからデジタル化するため、

新・稲敷広域消防本部管轄区域



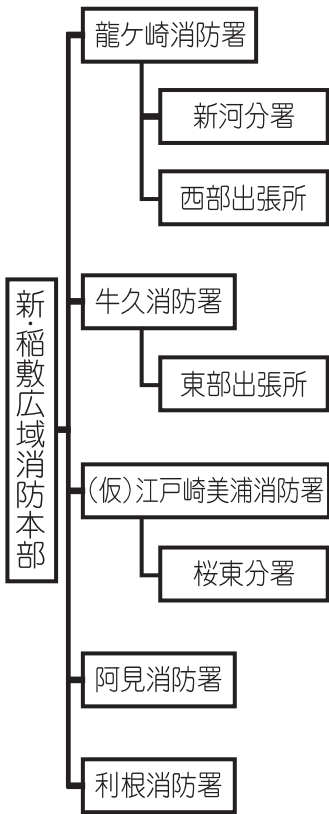
安心安全なまちづくりの推進・住民サービスの向上



『消防活動の体制強化』



●新・稲敷広域組織図



●阿見消防署の体制

- ▼管轄区域 阿見町全域
- ▼人員 51人
署長・副署長・総務課長・警防課長・予防課長・救急課長・隊員(45人)
- ▼車両 現有16台

●消防広域化に関するご意見等は...

消防広域化に関するご意見は、下記までお寄せください

阿見町消防本部総務課
消防広域推進係
☎ 887-0119 (210)

▼建物火災出動の場合
通常の建物火災は、阿見消防署から4隊、近隣の消防署は、左記のとおりです。

●阿見消防署の出動体制
広域化後は、稲敷広域消防本部の他の署所の人員・車両も出動させることができます。また、大規模災害・複数災害に対応することが可能になります。

実際の運用開始は平成27年10月1日からとなります。広域化後の稲敷広域消防本部内にある高機能消防指令センターでは、車両動態管理システム(AVM)により、管轄区域内の消防車両の出動状況を把握しており、現場から一番近い消防車両を出動させることができるため、現場到着時間が短縮されます。



▲災害対応訓練

から2隊の消防車が同時に出動します。管外市町村(牛久市・美浦村・稲敷市の一部地域)の場合は、阿見消防署から1隊が出動します。また、大規模建物火災時(工場・マンション・商業施設等)は、直近の消防署から4隊が同時に出動し、さらに特殊車両(はしご車・化学車等)も出

▼救助出動の場合
消防車・救助工作車・高規格救急車の3隊が出動します。また、特殊災害(水難事故・圏央道多重事故等)には、人命救助に関する専門的かつ高度な装備・技術を持つ『稲敷広域高度救助隊(愛称:スーパレスキュー稲敷)』も出動することになります。

▼救助出動の場合
消防車・救助工作車・高規格救急車の3隊が出動します。また、特殊災害(水難事故・圏央道多重事故等)には、人命救助に関する専門的かつ高度な装備・技術を持つ『稲敷広域高度救助隊(愛称:スーパレスキュー稲敷)』も出動することになります。

動します。原則119番通報があった場所に対して、直近の消防署からの出動となりますが、圏央道南側・阿見東部地域(小池福田・吉原地区および君島・大形・飯倉二区・新山地区の一部)は、隣接の牛久消防署東部出張所または、(仮)江戸崎美浦消防署からの出動となり病院までの搬送時間が短縮されます。

■広域化の今後
広域化には、多くのメリットがあり、大きな効果が期待されます。地域住民の安心安全な暮らしを守るため、現在、平成27年4月1日の『新・稲敷広域消防本部』発足に向けて準備を進めています。今後、広域化については、広報・ホームページ等でお知らせします。

保有消防力の状況(阿見・稲敷広域)

施設別	ポンプ車 化学車	はしご車 救助工作車	救急車
本部			
阿見町	5	2	3
稲敷広域	20	4	11
新・稲敷広域	25	6	14

町の財政状況を公表します

平成 26 年度上半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 26 年度上半期（平成 26 年 9 月 30 日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

企画財政課財政係 ☎888-1111 (223・224)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,269,512	4,276,801	58.8	議会費	157,856	78,111	49.5
地方譲与税	177,800	49,188	27.7	総務費	2,392,083	903,272	37.8
地方消費税交付金	550,844	286,018	51.9	民生費	4,725,025	1,393,493	29.5
地方特例交付金	31,673	31,673	100.0	衛生費	1,206,745	393,265	32.6
地方交付税	817,115	527,240	64.5	農林水産業費	576,476	62,709	10.9
分担金及び負担金	228,585	101,569	44.4	商工費	289,381	76,067	26.3
使用料及び手数料	254,951	115,694	45.4	土木費	2,367,900	417,287	17.6
国庫支出金	2,291,182	561,186	24.5	消防費	795,801	298,551	37.5
県支出金	1,017,733	114,086	11.2	教育費	2,040,030	651,800	32.0
繰入金	612,297	0	0.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	346,395	830,646	239.8	公債費	1,326,612	641,554	48.4
諸収入	387,264	151,622	39.2	諸支出金	20,472	0	0.0
町債	1,754,700	0	0.0	予備費	18,861	0	0.0
その他	177,192	42,218	23.8				
合計	15,917,243	7,087,941	44.5	合計	15,917,243	4,916,109	30.9

■特別会計

(単位:千円・%) ※予算現額(一般会計および特別会計):当初予算額

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	5,304,230	2,371,933	44.7	2,210,730	41.7
公共下水道事業	3,286,162	358,565	10.9	674,334	20.5
土地区画整理事業	15,000	94,964	633.1	519	3.5
農業集落排水事業	168,304	23,502	14.0	51,701	30.7
介護保険	2,693,478	1,074,586	39.9	1,110,107	41.2
後期高齢者医療	713,634	129,185	18.1	288,365	40.4
合計	12,180,808	4,052,735		4,335,756	

に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です
※会計それぞれの性質および事業の内容によりその執行状況が異なります

■公営企業会計(水道事業)

(単位:千円・%) ※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出

区分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的 収入	1,160,748	502,406	43.3
収益的 支出	1,099,171	380,884	34.7
区分	予算現額	執行済額	執行割合
資本的 収入	171,754	7,410	4.3
資本的 支出	611,365	391,612	64.1

をいいます
※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債 (単位:千円)

区分	現在高
一般会計	11,821,638
特別会計	7,985,263
公共下水道事業	6,804,108
土地区画整理事業	0
農業集落排水事業	1,181,155
公営企業会計(水道事業)	1,140,791
合計	20,947,692

●一時借入金

なし

■基金の現在高

(単位:千円)

区分	現在高
財政調整基金	3,167,444
減債基金	373,100
その他の基金	2,098,925
国民健康保険支払準備基金	280,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	107,135
介護給付費準備基金	4,363
土地開発基金(現金)	3,600
合計	6,034,667

年末の交通事故防止

12月1日～31日 年末の交通事故防止県民運動実施期間

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

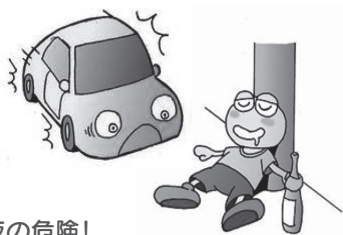
飲酒運転の根絶！

年末年始は、何かと慌ただしくなる時期であるうえ、飲酒の機会も多くなります。

飲酒運転は重大な犯罪で、取り返しのつかない重大事故につながります。「少量ならば」「近くまでだから」「もう醒めたので」という安易な気持ちで車を運転することは絶対にやめましょう。また、お酒を飲んだら自分が運転をしないことはもちろん、周りの人にも運転をさせないことを強く心掛けましょう。

飲酒運転によるはかりしれない代償

- ▼経済的代償…被害者への保証（保険金の一部が出ない場合がある）
- ▼社会的代償…会社解雇・減給・社会的信頼や地位の喪失
- ▼精神的代償…事故の後悔・今後の人生設計



夜の危険！

飲酒後に路上で寝そべり中の歩行者がいるかもしれないので要注意!!

●運転者への処罰（車両提供者も運転者と同じ処罰）

▼酒酔い運転

5年以下の懲役または100万円以下の罰金 違反点:35点

▼酒気帯び運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金 違反点:25点以下

●酒類の提供・車両の同乗者への処罰

▼運転者が酒酔い運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

▼運転者が酒気帯び運転

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

●危険運転致死傷害（刑法第208条の2）

アルコールの影響により、正常な運転が困難な状態で運転をして、人を死傷させた者は、危険運転致死傷罪の適用を受け、最長20年の懲役を科せられます。

冬将軍到来！ 路面凍結スリップ事故注意！

冬期になり、降雪や路面凍結によるスリップ事故の発生が予想されます。常に日陰のところや橋の上・山道・降雨による濡れた路面の翌朝など特に危険です。路面凍結などに備え、早めの装備と気持ちの冬支度を心掛けましょう。

●危険場所

- ▼日陰・坂道・トンネルの出入り口・橋の上・山道は常に注意
- ▼降雨により濡れた路面は翌朝特に注意
- ▼降雪後数日は、場所によって残雪や雪解け水による路面凍結に注意

●凍結時にスリップ事故を起こさないために

- ▼安全な速度と十分な車間距離
- ▼急ブレーキ・急ハンドル・急加速・急ブレーキなどの『急』のつく運転をしない
- ▼天候・気温などから、路面凍結を予測した運転を心掛ける
- ▼スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンなどの装備をする（油断は禁物！スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンも万能ではありません）



平成27年1月から70歳未満の人の 高額療養費制度 が変わります

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131~133)

平

成27年1月から、高額療養費制度の改正により、70歳未満の人の医療費の自己負担限度額が変わります。なお、70歳以上の人の自己負担限度額に変更はありません。

高額療養費

● 同じ人が同じ月内に1つの医療機関で支払った金額について、1か月の自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。また、同一世帯で同じ月内に2万1千円以上の自己負担限度額を2回以上支払った場合の合算で、自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます

改正による変更点

● 70歳未満の自己負担限度額の区分が細分化されます
● 同一世帯のすべての国保被保険者の所得に応じて自己負担限度額が変わります

制度改正前			
適用区分	所得要件	3回目まで	4回目以降
A (上位世帯)	600万円超	150,000円 +医療費が 500,000円 を超えた分 の1%	83,400円
B (一般)	上位・住民税 非課税世帯 以外	80,100円 +医療費が 267,000円 を超えた分 の1%	44,400円
C (非課税世帯)	住民税非課税	35,400円	24,600円



制度改正後			
適用区分	所得要件	3回目まで	4回目以降
ア	901万円超	252,600円+医療費 が842,000円を 超えた分の1%	140,100円
イ	600万超~ 901万円以下	167,400円+医療費 が558,000円を 超えた分の1%	93,000円
ウ	210万超~ 600万円以下	80,100円+医療費 が267,000円を 超えた分の1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

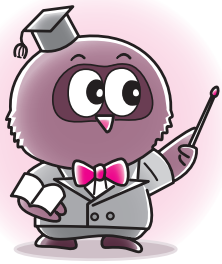
◀自己負担限度額

適用区分について

- 適用区分について
 - ▽ア：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が901万円を超える世帯にいる人
 - ▽イ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が600万超~901万円の世帯にいる人
 - ▽ウ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が210万超~600万円の世帯にいる人
 - ▽エ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が210万円以下の世帯にいる人
 - ▽オ：住民税が課税されている人がいない世帯の人
- 総所得：国保税の算定基礎となる基礎控除後の所得
- 同じ世帯で高額療養費の支給を4回以上受けたとき
過去12か月以内に1つの世帯で4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から自己負担限度額が変わります。

医療費の自己負担分 が高額になるときは

- 限度額適用・標準負担額減額認定証
 - 高額な医療を受ける際に医療機関等で保険証と一緒に提示することで、1つの医療機関等での窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。
 - ▽交付条件：所得申告がされている・国保税に滞納がない
 - ▽必要なもの：申請する人の国保の保険証・印鑑
- 70歳未満のすでに認定証をお持ちの人
 - 高額療養費制度の改正に伴い、認定証も変更になります。平成26年12月31日までの有効期限の認定証をお持ちの人は、平成27年1月1日から使用できる認定証を12月中に国保年金課から郵送でお送りします。



申告の際まで大切に保管を…

社会保険料(国民年金 保険料)控除証明書



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136-137)

国民年金保険料は、その年に納付した金額が所得税・市町村
民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や
確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する
場合は、納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する
書類の添付等が必要です。

●ご家族の保険料も納付して
いる人

国民年金保険料は、被保険
者本人だけでなく、その世帯
の世帯主および配偶者も連帯
されます

▼注意事項
納付忘れ等がある場合も、
年内に納付すれば、今年分
の控除として申告すること
ができます

▼証明内容
1月1日から9月30日まで
の間に納付された国民年金
保険料額
▼年内に納付が見込まれる
場合の納付見込額

国民年金保険料は、その年に納付した金額が所得税・市町村
民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や
確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する
場合は、納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する
書類の添付等が必要です。

このため、日本年金機構から11月上旬に送付された、生命
保険会社等が発行する控除証明書と同様の『社会保険料(国民
年金保険料)控除証明書』(はがき)は、申告の際まで大切に保
管してください。

して納付する義務がありま
す。世帯主または配偶者とし
てご家族の国民年金保険料を
納付した場合は、その納付額
の全額が納付した人の所得税
等の控除対象となります。

このような場合には、年末
調整等の手続きの際にご自身
の社会保険料の額と合算して
申告してください。このとき、
ご家族分の証明書も申告する
人の申告書に添付等する必要
があります。

**控除証明書専用ダイヤルの
照会用電話番号 ☎0570
10581555** ▼期間:11
月4日～平成27年3月16日
▼月～金曜日:午前9時～
午後7時

※第2土曜日は午後5時
まで。土・日・祝日、12月29
日～1月3日は利用不可

土浦年金事務所から

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ

国民年金保険料の追納をお勧めします!

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた人と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から納める(追納)ことができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

- ▼一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていない場合は追納はできません
- ▼『若年者納付猶予・学生納付特例期間』が『法定免除・申請免除期間』より古い(先に経過した)月分である場合は、『若年者納付猶予・学生納付特例期間』が優先します
- ▼『法定免除・申請免除期間』が『若年者納付猶予・学生納付特例期間』より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます

問い合わせ

土浦年金事務所 ☎824-7121

高 齢 福 祉 社

寝たきり・認知症などの高齢者 および介護をされている人へ

社会福祉課高齢福祉係・介護保険係 ☎888-1111 (162、164・165)

『在宅寝たきり高齢者 等介護慰労金』の支給

在宅の寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している人を対象に、介護者の労苦に報いることを目的とした慰労金が支給されます。この慰労金を申請する際は、社会福祉課までお申し込みください。

● 申込期間（土・日・祝日を除く）：平成27年1月6日（火）～1月30日（金）

● 申込方法：直接社会福祉課に申し込む（認印持参）

● 支給月：平成27年3月

対象

平成26年1月1日～12月31日に町に住所を有し、かつ平成26年12月31日現在65歳以上の高齢者を在宅で介護している、次に該当する人。

① 平成26年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護4以上と認定されている高齢者を常時在宅で介護している（3か月以内の入院は在宅とみなす）
② 右記期間に継続して介護保険サービスを利用せずに介護している
③ 住民税非課税世帯に属している

② 平成26年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護3以上と認定されている高齢者を3か月以上継続して在宅で介護（1か月以内の入院は在宅とみなす）し、在宅期間を含む4か月間継続して介護保険サービスを利用せずに介護している

①に該当する介護慰労金を受給していない

支給額

① 10万円 ② 3万円

『障害者控除対象者認定書』による所得控除

寝たきり・認知症等の高齢者で、町から障害者に準ずるとして『障害者控除対象者認定書』（以下、認定書）の交付を受けた人は、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、所得税・個人住民税の所得控除を受けられます。

この認定書の交付を受けるには、社会福祉課窓口申請が必要です（申請後、郵送にて交付）。

対象

平成26年12月31日現在65歳以

上で、精神・身体に障害があり、次のいずれかに該当する人。

▼ 特別障害者：▼ 身体障害者手帳1・2級に準じる人

▼ 重度の知的障害に準じる人

▼ 6か月以上寝たきりの状態にある人

▼ 障害者：▼ 身体障害者手帳3～6級に準じる人
▼ 軽・中度の知的障害に準じる人
※ 身体障害者手帳などの交付を受けている人は、その手帳によって障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません

おむつ代の医療費控除

高齢者のおむつ代について次に該当する人は所得税・個人住民税の医療費控除を受けられる場合があります。

対象

平成26年12月31日現在65歳以上で、介護保険の要介護認定申請をした人で、おむつを使用している人。おむつを使用した年に作成された主治医意見書に▼ 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）：B またはC ▼ 尿失禁の発生可能性：ありの両方の記載がある場合。

必要書類

▼ 1年目：『おむつ代の領収書』▼ 『おむつ使用証明書』（医師が発行したもの・有料）

▼ 2年目以降：『おむつ代の領収書』▼ 『主治医意見書の内容を確認した書類』（町が発行したもの・無料）

※ 平成26年分の確定申告の対象となるおむつ代は、平成26年中に支出したものです
※ 『主治医意見書の内容を確認した書類』の交付を受けるには、社会福祉課窓口申請が必要です

問い合わせ

▼ 『介護慰労金』の交付：社会福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (162)

▼ 『障害者控除対象者認定書』

『主治医意見書の内容を確認した書類』の交付：社会福祉課介護保険係 ☎888-1111 (164)

▼ 町民税：税務課町民税係 ☎888-1111 (156)

▼ 所得税：竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

特定保健指導で あなたの生活習慣改善を 応援します!!

健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）☎888-2940

特定健診の結果から、メタボリックシンドロームまたはその予備群と判定された人は、生活習慣改善のための特定保健指導を受けることができます。町国保加入者で特定保健指導の対象の人には、後日ご案内が郵送されます。いつまでも若々しく健康的な生活を送るために、生活習慣改善を目指しましょう!

■メタボリックシンドロームとは？

内臓まわりに脂肪が過剰に蓄積されて、からだに対していろいろな悪影響を及ぼし、生活習慣病にかかりやすくなった状態をいいます。

そのままにしていると、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳血管疾患などの命にかかわる病気を引き起こす危険を高めます。

■特定保健指導はメタボ解消のチャンスです！

メタボリックシンドロームを解消するには、食事や運動などの生活習慣を改善し、内臓脂肪を減らしていくことが大切です。

特定保健指導では、食事や運動に関して専門スタッフ（栄養士や保健師）が、あなたと一緒に無理なく実践できる方法を考えてサポートします。

■特定保健指導を受けると…

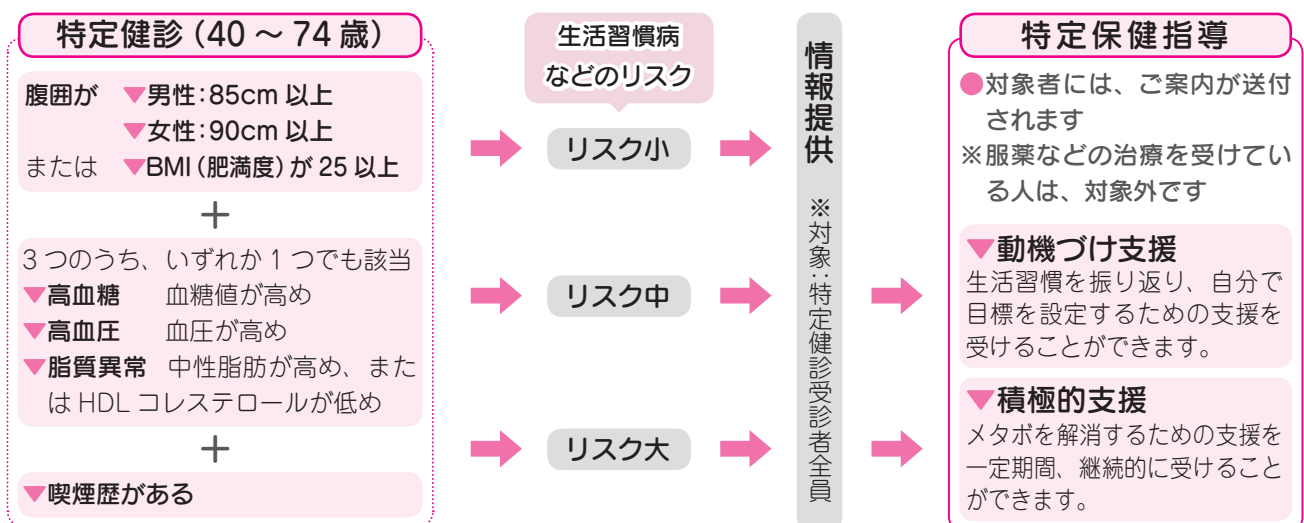
自分にあった
目標が見つかる

生活習慣改善の
コツがつかめる

太りにくい生活習慣を
無理なく続けられる



特定健診・特定保健指導の流れ



※ BMI とは肥満度を判定する指数です。BMI = 体重 (kg) ÷ (身長 (m) × 身長 (m)) で計算できます

特定健診と特定保健指導は、加入している医療保険者が実施することになっています。町国保以外にご加入の人は、各医療保険者にお問い合わせください

子育てを応援します

26
子育て



みなさん、こんにちは。

町には学校区児童館と二区児童館の2つの児童館があります。児童館は、乳幼児とその保護者や18歳未満の児童が利用できる場所です。

ぜひ遊びに来てください。

乳幼児対象の活動

乳幼児とその保護者を対象に『育児サークル』を行っています。活動内容は、親子ふれあい遊びやリズム運動・手遊び・絵本の読み聞かせなどです。また季節ごとのイベントや製作遊びなども行っています。事前の申し込みは不要ですので、いつでも気軽に遊びに来てください。

年に数回、町内の公民館や公園などに出向き『うごく児童館』も開催しています。

なお、この活動は、民生委員主任児童委員・更生保護女性の会・町地域子育て支援センター・母親クラブの皆さんにもサポートしていただいています。



小学生対象の活動

一輪車・絵手紙・押し花・ダンス・フラワーアレンジメントなど、毎年参加者を募りクラブ活動を行っています。各クラブ講師を招いて行っているため、初心者でも楽しく参加できます。

また、年に数回地域のシルバークラブの皆さんとの交流会や、小学生のみを対象としたお楽しみ会など、色々なイベントを企画しています。町内の小学生であれば参加することができます。

イベントのお知らせや参加募集については、その都度『じどうかんしんぶん』でお知らせします。



『母親クラブ』の活動（※登録制）

『母親クラブ』は、町内に居住している母親が中心になり、児童館を拠点に活動しているグループです。子育てや児童の健全育成について学び合いながら、地域の活動に積極的に参加しています。

また、年に数回研修会を行い、花壇の整備や公園のハザードチェックを行っています。

活動日や内容については、下記の各児童館にお問い合わせください。



問い合わせ ▼学校区児童館 ☎887-4093 ▼二区児童館 ☎843-3282

いばらき出会いサポートセンター登録会員募集！

町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

(一社)いばらき出会いサポートセンターは、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供するために、茨城県と(社)茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した一般社団法人です。平成18年6月に開設し、以降8年が経過した現在では、会員は約3,200人、成婚したカップルは1,200組を超えます。

入会できる人は、県内にお住まいかお勤めの人で、入会の手続きは結婚を希望する本人に限ります。会員になると登録者のプロフィール検索ができ、ふれあう(お見合い)機会を相談員が調整するなどのサポートが受けられます。結婚を希望する皆さんの登録をお待ちしています。

■入会に必要な書類等

- ①入会申込書②独身証明書(本籍地の市町村長が発行)③健康保険証④写真1枚(Lサイズ縦型…縦127mm×横89mm、3か月以内に撮影のもの)⑤入会登録料(10,500円で3年間有効)

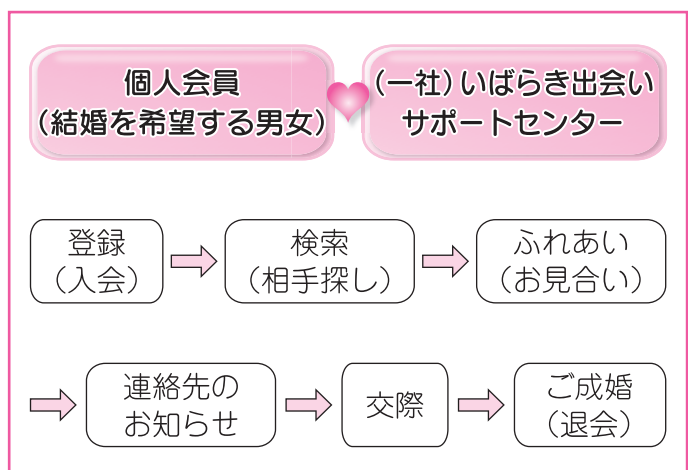
■事業内容

- ▽会員制のパートナー探しの支援
ふれあい(お見合い)相手の検索や日程調整
- ▽ふれあいパーティーの開催・支援
県内各地でふれあいパーティーの開催および関係団体が行うパーティーの支援等(会員以外の人も参加可)
- ▽結婚を支援する個人・団体の育成および支援
若者の結婚相談・お見合いの仲人等をボランティアで行う「マリッジサポーター」や結婚支援活動を行っている「いばらき出会い応援団体」への活動支援

■問い合わせ

- ▽(一社)いばらき出会いサポートセンター
水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階 ☎029-224-8888
<http://www.ibccnet.com/>
 - ▽県南センター
牛久市中央1-16-1 ラウエル牛久内 ☎029-830-7502
- ※入会手続き・検索などは予約制ですので、電話で予約のうえお越しく下さい

■出会いから結婚まで



●男女の出会いを支援する「マリッジサポーター」募集

県では、結婚を希望する若者の「出会いの相談や仲介」、「いばらき出会いサポートセンターのPR」などをボランティアで行っていただく人を「マリッジサポーター」として募集しています。申込用紙に記入のうえ、郵送またはファクシミリで下記にお申し込みください(申込用紙はホームページからダウンロード可)。

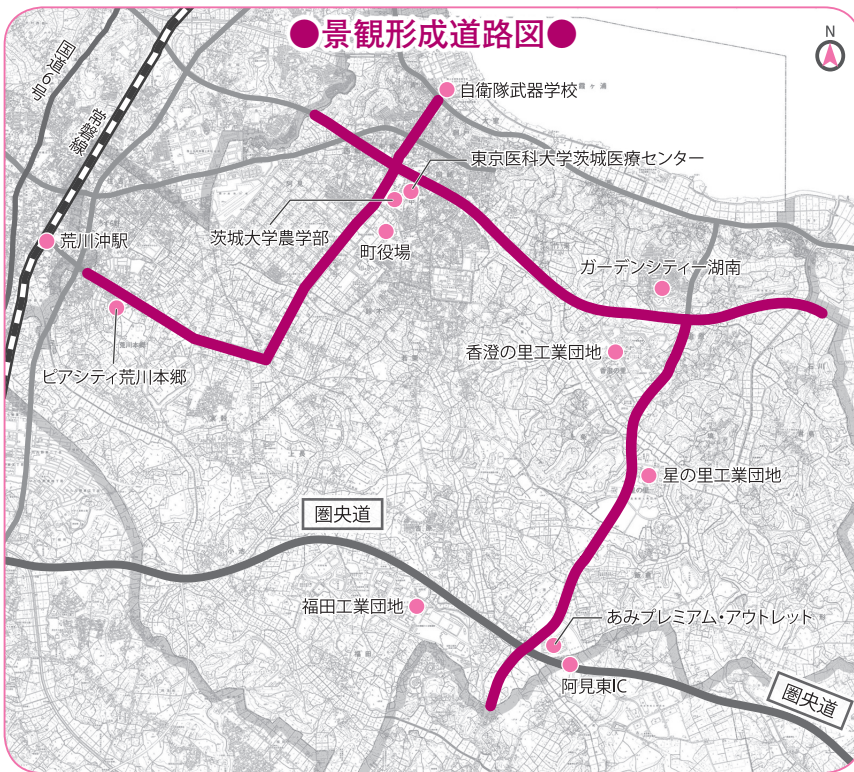
- 応募条件** 県内在住の20歳以上の人
委嘱期間 登録の日から2年間(更新可能)
問合せ 県子ども家庭課少子化対策室
 〒310-8555 水戸市笠原町978-6 ☎029-301-3261 FAX:029-301-3269
ホームページ <http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/marriage02/>

国道125号バイパス・都市軸道路は、

『景観形成道路』に 指定されています



都市計画課 ☎888-1111 (244)



■景観形成道路とは
 良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。左図の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（左記『景観形成道路図』参照）。

■指定を受けると…
 景観形成道路は、区間ごとに景観形成に関する方針（以下、基本方針）と、沿道景観形成基準（以下、基準）が定められています。景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物の新築などの際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくこととなります。

■主な基準の内容
 基準では、沿道の敷地・建築物・屋外広告物などに対し、▽壁面の位置・高さ・意匠▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）—などに関するルールを定めています。

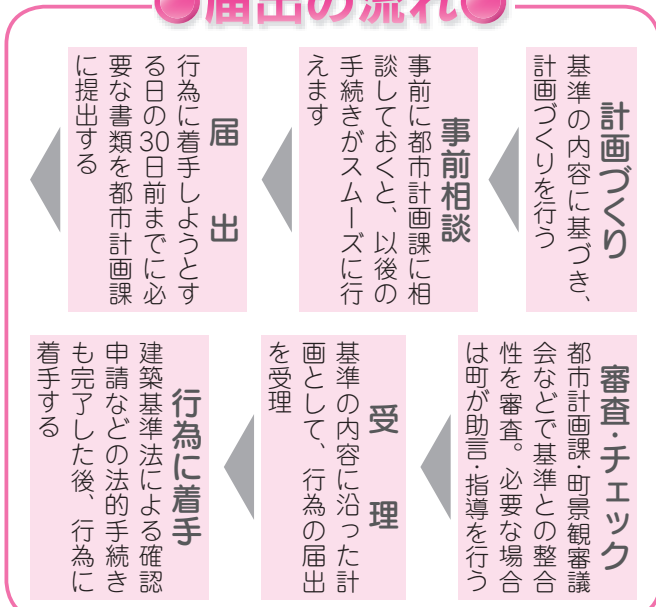
■助成制度
 良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。詳細はガイドラインをご参照ください。

■届出制度
 景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転—などの行為は、事前にその内容を町に届け出ていただく必要があります。景観形成道路にかかる行

為の届出は、左図のように行います。（左記『届出の流れ』参照）。

※道路未整備の区間については、道路供用開始時期にあわせて本基準が適用されます
 ※運用開始に関しては、あらためて周知します

●届出の流れ●



▼景観形成ガイドライン <http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/toshiseibi-bu/toshikeikakuka/keikankeisei.htm>



ご協力ありがとうございました
まい・あみ・まつり2014
●決算報告●



御礼の挨拶
まい・あみ・まつり2014

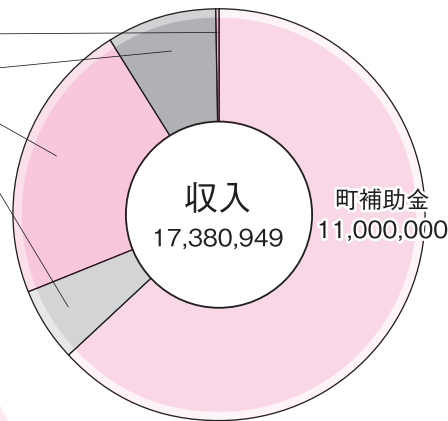
実行委員長 松浦 健一

『輝け阿見町！輝け未来へ！』をテーマに、去る8月2日(土)・3日(日)の2日間、25周年目の『まいあみまつり』も、たくさんの方の輝く笑顔とともに大盛況で終了することができました。深くお礼申し上げます。

■まい・あみ・まつり 2014 収支決算内訳

●対象期間 平成 25 年 11 月 1 日～平成 26 年 10 月 31 日 (単位:円)

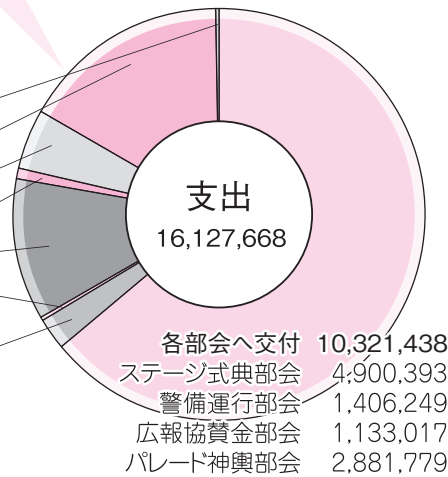
雑収入	257
前年度繰越金	1,516,513
協賛金	3,864,179
まいあみ基金	1,000,000



支出項目の主な内容

- ▼交際費:会費等▼需用費:消耗品・食糧費等▼役務費:切手・はがき・保険料等
- ▼委託料:電気設備委託等
- ▼使賃料:機器借上

備品購入修繕費	11,480
使賃料	2,673,960
委託料	730,368
役務費	154,621
需用費	1,802,301
交際費	15,000
事務局臨時職員賃金	418,500



▼まいあみ基金の状況

今期末残高 504,515 円

▼収入－支出＝ 1,253,281 円は、運営資金として来期へ繰り越します

今年度は、協賛金をいただいている皆さまに一層の感謝の意を表すため、会場でのパネル掲示とともに、プログラムにも企業や商店名を掲載した。そのかきもあつてか、多くの協賛金の支援を賜ることができました。また、毎年、清掃や除草に協力いただいているボランティアの皆さまに加え、ごみの持ち帰りなどを掲げた『まい・あみ・まつりク

リーン3か条』も来場者に浸透し、ごみの減少と会場の美化につながりました。たくさんの方の力を持ち寄り、そして支えられて、楽しいまつりにすることができました。重なる感謝申し上げます。本当にありがとうございました。ぜひ皆様も、来年はスタッフとして一緒にまつりを盛り上げていきませんか！

■『まい・あみ・まつり 2015』実行委員募集！

『まい・あみ・まつり 2015』の実行委員会を間もなく立ち上げます。楽しいまつりにするためのアイデアなど、皆様のご意見をぜひお寄せください。また、まい・あみ・まつりを支えてくれる『お祭りが大好きな仲間』も募集しています。ご希望の方は、12月25日(木)までに下記へご連絡ください。

●問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 役場内『まい・あみ・まつり事務局』 ☎888-1111 (172)



民生委員児童委員協議会だより



民生委員の
マーク

生活福祉部会

宮本 尚子



生活福祉部会では、事業計画に基づき六月、町さわやかセンターにおいて町社会福祉協議会地域福祉係に『小口貸付制度について』講話をいただきました。

1 制度の現在までの経緯

2 対象者：町内三カ月以上居住者・自立更生の意欲ある者・生活困難者

3 償還期限：一年以内

4 貸付の流れ：本人または民生委員の申し出により、事務局長の決裁で行う

5 生活支援物資の支給

6 その他：生活保護受給者からの貸付申し出・福祉資金・教育支援資金貸し出しの事例
新任、民生委員児童委員になった人は、初めての勉強会となり参考になったと思います。部会の研修が進むうちに次々と疑問・質問が出て、とても有意義な研修でした。

また、社会福祉協議会事務局長より、協議会の組織についての講話に引き続き、施設

内の見学を行いました。特に通所介護事業について理解を深め、町の自立支援がどのように行われているかを把握することができました。今後も生活福祉部会としての勉強をしっかりとやっていきたいと思えます。

格差社会が拡大している現状の中で、さまざまな悩みや不安を抱きながら暮らしている人々の不安解消のお役に立てればと考えております。

障害者福祉部会

加藤 力男



六月の障害者福祉部会では町内の施設見学を実施し、障害者総合支援法の基本理念に基づき全ての障害者が可能な限り身近な場所において必要な日常生活や社会生活を営む現場の見学をしました。

『恵和社会復帰センター(精神障害者)』就労継続支援(B型)は通所施設で、入院中心から在宅療養へと移行、湯原病院と恵和社会復帰センター

が連携し、互いに共感し合いながらアットホームな雰囲気の仕事で継続できるような支援をしています。こちらでの主な作業内容は、電装部品の組立て・パンフレットの袋詰め・DVDのパッケージといった軽作業で他に在庫管理や梱包配送の作業でした。その他、町内施設の花壇の植苗や水やり等では、多くの皆さんに喜ばれています。

『ワークステーション若草園』就労継続支援施設では、知的障害および発達障害者のための施設で就労の機会や生活活動の機会を提供し、就労移行に向けた訓練および支援を行なう事業所です。こちらでの作業は、自動車部品・景

◀ 障害者福祉部会の様子



品などグッズの作製・クリーニング請負など大型洗濯機や乾燥機を導入しての作業で、作業にあたる皆さんの表情は明るく楽しそうでした。

このような事業所を拝見し、一所懸命に作業にあたる皆さん、そして指導員の皆さんに深く感謝申し上げます。改めて施設・事業所の役割は大きく、大変貴重な研修を終える事ができました。

高齢者福祉部会

木内 正子



昨年十二月に委員の一斉改選があり、当部会も新任委員六人を迎え活動を始めました。昨年度末に、今年度の計画を立て、二回の研修を行うことにしました。

六月は『町の高齢者の現状と支援策について』の研修を行いました。

町社会福祉課高齢福祉係から高齢者の現状について、資料に基づいて講話、また実践活動を行っている社会福祉協

議会包括支援センターには、支援策とサービスについて説明を受けました。その後、質疑応答があり、対応に苦慮した事例への支援策やサービスのアドバイスを受けました。

私たち委員も実際に関わらないとわからないことが多いので、とても参考になりました。良い研修ができたと思います。私たちの研修に、貴重な時間を割いていただき感謝いたします。ありがとうございます。今後は、事例検討・高齢者施設の視察研修等、委員相互の理解を深め、参考になる研修を予定しております。対象者が安心して日常生活を過ごすことができるように、研さんを重ね、委員の資質向上を図り、また関係機関の皆さまと連携・協力し、活動に生かしたいと思っています。

家庭福祉部会

芦田 孝司



私たちの地域社会の変化を見てみると、少子高齢化の傾

向が急速に進んでいるのが実情です。地域社会全体が課題を抱え複雑にからみあっています。生活の基盤である家庭が、一番くつるげ、安心して日々の生活を営み、精神的にも落ち着けるところであります。その暮らしの中でさまざまな理由により社会的に支援が必要と考えられる人たちから相談を受けたり、支援を行うことの役割を果たしてゆくのが民生委員の務めです。

子育て中の家庭・高齢者世帯・生活の援助を必要とする人など、何らかの課題を抱えているときは、遠慮せず一人で悩まず、孤立することのないよう担当地区の民生委員に声をかけてください。技術革新により世の中が発達し、物質的に恵まれ便利な社会になっても、人と人との関わりが一番大切であります。社会が希薄化していることは否めません。

福祉に求められるものは人の優しさであり、また思いやりの心であります。直接ふれあうことによる人のあたたかさ・ぬくもりが伝わってくるからこそ安心した生活ができます。またお互いの声かけが

信頼につながり助け合いの精神が生まれます。より良い地域社会をつくっていくためには、人と人との繋がりが一層大切になってきます。生活の援助を必要とされる皆さまのお役に立てればと思います。微力ではありますが務めてまいりたいと思います。

児童福祉部会

長尾 和博



児童福祉部会は、平成二十五年十二月一日付で五つ目の部会として誕生し、十六名の委員（主任児童委員三名含む）で活動しています。

役割は、地域・学校・町と連携し、子育て支援のパイプ役になることです。親身になって相談にのり、必要なサービスや情報を提供いたします。

当部会は、学校訪問・研修会・視察研修を主な活動とし、日頃の研さんに努めています。学校訪問は、夏休み前に手分けして行い、情報交換をしながら夏休み対策を話し

合いました。

町には、三つの中学校と八つの小学校があります。学校周辺の環境と生徒数の違いがありますので、全学校を訪問し、学校ごとの留意事項を話し合っています。

『広報あみ7月号通常版』に学校再編の基本方針が掲載されました。重要な問題なので九月の研修会で意見交換をしました。伝統ある学校が無くなることは、地域の人々にとっては本当に悲しいことです。地域のコミュニケーションにも影響するでしょう。一方、数年後には複式学級になる学校もあるそうです。平等な教育環境の中で、児童にとつて最良の選択ができるよう保護

◀朝日中学生との懇談会の様子



者および地域の人々と共に考えてまいります。

児童福祉部会は、子育て家庭を支援する部会です。町にはいろいろな公的サービスがあります。必要な情報や支援が届いていない家庭があつてはいけません。私たちには守秘義務が課せられています。身近な民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

◀例会会の様子



●このような活動をしています

民生委員・児童委員は、地域福祉の増進を図るため、協力活動および相談・指導を行っております。また、相談内容の秘密は硬く守られます。安心してご相談ください。

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

『町民活動センター』は、町民の皆さんの社会貢献活動、いわゆる『市民活動』を支援しながら、市民活動団体と個人のボランティアをつなぐお手伝いをしています。市民活動団体の自主的な運営をサポートするほか、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携しやすい環境をつくり、協働によるまちづくりを推進しています。

「おはなしポシェットの会」

私たちは、結成 20 周年を迎えた絵本の読み聞かせグループです。毎週火曜日の午前 10 時 30 分から町図書館の児童コーナーにて、未就園児に絵本を読んだり、わらべうたで遊んだりしています。また、幼稚園や児童館を訪問してクリスマス会やお別れ会を公演しています。

児童コーナーは広いスペースですので、生まれたばかりの小さいお子さんはもちろん、お母さん同士も仲良きのんびりした時間を過ごしています。お引越しされて来たばかりでお子さんと何処へ遊びに行ったらいいかしらという人もぜひ一度遊びに来てください。

読み聞かせを行うメンバーも募集しています。読み聞かせの後には、20 代から 70 代まで年代関係なく、意見を出し合いながら、わらべうたの遊び方や発声練習を行っています。お子さんのたくさんの笑顔に触れ、元気をもらい、一緒に楽しく活動しましょう。

活動日時 毎週火曜日 午前 10 時 30 分から 活動場所 町図書館
問合せ 『おはなしポシェットの会』 鈴木 ☎ 888-0347



▲児童コーナーでの様子

■活動報告コーナー

●『阿見朗読の会』が視覚障害者の人に広報をお届けしています

毎月発行される『広報あみ通常版』『広報あみお知らせ版』を、町内の視覚障害のある人にも内容を把握していただくために、会員が検討しながら原稿を分担し、それらの朗読を CD に録音して、町内の視覚障害者 7 人に手渡しでお届けしています。

さらに、年 4 回『社協だより』と『議会だより』、年末には阿見点字サークルの協力で、『点字カレンダー』も広報と合わせてお届けしています。

問合せ 『阿見朗読の会』 代表 小林 ☎887-0084(社会福祉協議会)



▲メンバーが録音している様子

●『NPO 法人マリッジクラブ』が婚活パーティーを開催しました

町民活動センターで活動している『NPO 法人マリッジクラブ』が、10 月 19 日(日)に初めての『婚活パーティー』を土浦市の『アジュール土浦』で開催しました。

男女 30 人の定員に、それ以上の申し込みが県内各地からあり、参加された人からは『楽しくて時間が足りなかった』『もっと話しをしていたかった』などの声も聞かれました。また、今回のパーティーの中から数組のカップルが誕生するなど、とても有意義なパーティーとなりました。

次回は 12 月 22 日(月)に『クリスマスパーティー』を企画しています。ぜひご参加ください。

問合せ 『NPO 法人 マリッジクラブ』 事務局長 渡辺 ☎893-3588

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 26年度・第3回

消費者問題のご相談は、
お気軽にご来場ください！

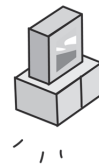


気軽に便利なテレビショッピングで購入する際はしっかり確認を！

自宅にいながらいつでも手軽に商品を購入できるテレビショッピングは、とても便利なものです。

映像や音声を使って臨場感あふれる演出で、見ているとつい欲しくなってしまうものです。電話一本で簡単に申し込むことができるので、安易に商品を注文してしまい、後でトラブルになることも少なくありません。

今回は、テレビショッピングを利用する際の注意点についてご説明します。



●事例 1

テレビショッピングを見ていると、体に良いとされるサプリメントの紹介をしていた。実際飲んだ人が話しをしていて、それを聞いているうちに良い商品だと思い、お試し価格とあったので、1回分だと思って注文し、料金は代引きで支払った。

ところが翌月になると振り込み用紙同封で商品が送られてきた。

●アドバイス

1回限りの購入と思って申し込んでも、期日までに断りの連絡をしないと自動的に定期購入になってしまう場合があります。

テレビショッピングは、限られた時間の中で商品が紹介されるので、商品の長所だけが強調され、取引条件などの重要な説明は、最後にごく短時間で表示される場合が多く、勘違いをしたり見落とししたりしがちです。

注文する際は、商品の内容や金額・支払い方法・商品の購入条件について、オペレーターに良く確認して自分でも納得してから商品を申し込むようにしましょう。

●事例 2

テレビショッピングで購入した草刈り機が重くて使いづらい。返品したいが、使用したら返品できないと言われた。

●アドバイス



『返品は未使用品に限る』等の記載があった場合は、使ってしまうと返品ができません。テレビショッピング等の通信販売には、クーリングオフの制度は適用されないため、返品したい時は、業者が設けたルールに従うこととなります。『未開封・未使用のみ受け付ける』とか『5日以内なら返品可』など業者によってさまざまです。返品の記事がない場合は、商品到着後8日以内であれば、消費者の送料負担で返品することができます。

返品や交換についても忘れずに確認しましょう。

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前9時～午後4時) ▼商工観光課 ☎ 888-1111 (171)

自然を大切にしよう

平成 23～24 年度の 2 か年にわたって、町民有志の皆さまにより町環境保全基本調査を『野鳥』、『植物』、『昆虫・クモ』、『哺乳類・は虫類・両生類』、『地形・土地利用』の 5 つの班に分けて実施しました。その中から、『野鳥班』の活動を一部紹介します。

環境政策課 ☎888-1111 (116)

何種類の野鳥がいるのでしょうか？

季節や気候、あるいは年によってその種類は変わってきますが、町環境保全基本調査の結果、『阿見町鳥類目録』として 155 種類が記録されました。『日本鳥類目録』としては、633 種類、また県では、4 百数十種類ということなので、町にはおよそ国の 4 分の 1、県の 3 分の 1 の種類の野鳥が生息していることになります。

町の鳥は『ウグイス』、日本の国鳥は『キジ』、県の鳥は『ヒバリ』です。『キジ』や『ヒバリ』も、町内でよく見ることが出来る鳥です。



▲町の鳥『ウグイス』



▲県の鳥『ヒバリ』



▲国の鳥『キジ』

もっとも馴染みのある『サギ』 ～大柄で、脚や首の長い優雅な姿がよく目立ちます～



▲ダイサギ

霞ヶ浦をはじめ、蓮田・水田など、水辺の多い阿見町では、一年中あちこちで『サギ』の仲間を見かけます。

身体の白い『シラスギ』（ダイサギ・チュウサギ・コサギ・アマサギの 4 種類が確認されています）や、全身グレーの『アオサギ』は、町民の皆さんにとって、ごく普通に見られるもっとも身近で馴染みのある野鳥ではないでしょうか。



▲アオサギ

町の猛きん類 ～生態系の頂点に位置するも、数が減少しています～

町では、『ミサゴ』『トビ』『チュウヒ』『ツミ』『ハイタカ』『オオタカ』『サシバ』『ノスリ』『チョウゲンボウ』『コチウゲンボウ』『ハヤブサ』の合計 11 種類の生息が確認されています。町には、エサとなる生物が豊富であり、それを育む霞ヶ浦や里山の自然が、まだまだたくさん残っている証といえます。

夏には『サシバ』、冬には『ノスリ』や『チョウゲンボウ』が電柱などに止まっていたり、農耕地や住宅地の上空で輪を描いて飛んでいたりをよく見かけます。霞ヶ浦では、『ミサゴ』が水中にダイビングして魚を捕る様子や、捕らえた魚を杭の上で食べている姿を見ることが出来ます。

阿見町という限られた地域で、これほど多くの猛きん類を見ることが出来るのは大変珍しいことです。この豊かな自然は、町の貴重な宝物であり、ぜひ大切に残していきたいものです。



▲夏に見られる『サシバ』



▲冬に見られる『ノスリ』



▲霞ヶ浦で見られる『ミサゴ』

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ：<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

■特別企画展『桜花～人間爆弾～』開催中

- ▼期日：12月2日(火)～平成27年3月1日(日)
- ▼時間：午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は、翌火曜日が休館となります
- ▼場所：予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼内容：『桜花』とは、太平洋戦争中に日本海軍によって開発された特攻兵器です。その特攻部隊は、県の旧百里原基地において編成されました。部隊名は『神雷(じんらい)部隊』。昭和20年、沖縄への上陸作戦中だった連合軍艦船へ特攻出撃した隊員隊とその戦いの記録をご覧ください
- ▼観覧料：常設展チケットでご覧いただけます



▲『桜花』の写真

■無料観覧日のお知らせ

12月25日(木)クリスマスのは、予科練平和記念館の無料観覧日です。冬休み期間中の児童・生徒の皆さん、ご家族と一緒にぜひ遊びに来てください。

■『音楽鑑賞会』開催

クリスマスコンサートを開催します。皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来館ください。

- ▼期日：12月25日(木)
 - ▼時間：午後5時～6時(閉館後に開催予定)
 - ▼場所：予科練平和記念館ラウンジ
 - ▼参加料：無料(定員なし)
- ※イベント内容の詳細については、後日ホームページ等でご案内します

■『阿見町民による書道展』開催

町内にお住まいの有志による書道展を開催します。

- ▼期日：12月9日(火)～13日(土)(予定)
 - ▼場所：予科練平和記念館ラウンジ
 - ▼料金：無料
- ※イベント内容の詳細については、後日ホームページ等でご案内します

■『講演会』開催

元予科練生を講師にお迎えして講演会を開催します。

- ▼期日：12月20日(土)
 - ▼時間：午後2時～3時30分(予定)
 - ▼場所：予科練平和記念館ラウンジ
 - ▼料金：観覧料が必要となります
- ※イベント内容の詳細については、後日ホームページ等でご案内します

■学習会『史跡探訪』の順延開催について

去る11月3日(月)に開催予定でした学習会『史跡探訪』は、諸事情により平成27年3月7日(土)に順延とさせていただきます。内容の詳細については、後日、ホームページ等でご案内します。

◎学芸員のつぶやき

12月を迎えました。時の巡り方は本当に人それぞれで、決して一樣なものではないことを再び考えさせられます。皆さんにとって平成26年とはどのような年だったのでしょうか。そして、来る新年に向けてどのような抱負をお持ちでしょうか。予科練平和記念館は、来年2月に『開館5周年』という節目を迎えることとなります。また終戦後70年という節目も平成27年(2015)には迎えることとなります。世界の情勢を見ても、平和の尊さを改めて思い、新しい一歩を踏み出す時を私たちは迎えているのかもしれない。

『町長への手紙』に寄せられた ご意見・ご提案と回答をご紹介します

町では、『住みよいまちづくり』をより多くの町民の皆さんと一緒に進めていくために、町政に対して、日ごろ思っているご意見やご提案を手紙やEメールにより受け付けています。4月から10月にいただいた24件のご意見等から一部を紹介いたします。

その他のご意見等については、町ホームページ、役場正面玄関ロビー、うずら出張所、福祉センターまほろば、図書館、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館の各施設で閲覧することができます。内容については、一部修正を加えて掲載しています。

●阿見小学校放課後児童クラブについて

【意見等】

会社員です。子供がいま阿見小学校3年生です。日頃から放課後児童クラブでお世話になっており、先生の皆さんにも感謝しております。

阿見小学校の放課後児童クラブは、3年生までとなっているのですが、他の小学校のように対象を6年生までにしていただけないでしょうか。

今の時代、子供の連れ去り事件が多発しており、4年生以降は非常に心配です。不審者情報もよく学校からのメールや手紙でいただき

ております。何かがあつてからの対応では遅いと思います。全国的にも6年生までが対象となっているので納得ができません。みんなが安心して暮らせる町を心から望んでいます。是非、よろしく願います。

【回答】

日頃より、放課後児童クラブをご利用いただきありがとうございます。

現在、阿見小学校区放課後児童クラブは学校区児童館での保育実施となっております。そのため、高学年児童は長期休業日のみの受け入れとなっております。利用される保護者の皆さんには大変ご不便をおかけいたして

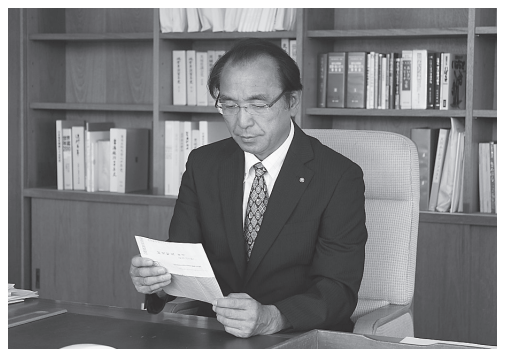
●高額医療費の還付金について
【意見等】
先日、高額療養費の還付金に関して、うずら出張所へ行き全ての書類を提出しました。私は、還付金の額が入っているのはがきの写しを持っていませんでした。細かいことをいいますが、還付金の額が入っているものを返していただけないと銀行に振り込まれる額を何で確認すれば良いのでしょうか。改善する必要があるのではないのでしょうか。お返事をお待ちしています。

【回答】

うずら出張所をご利用いただきありがとうございます。

うずら出張所では、住民票等の各種証明書の発行や納税、また、今回のような国保年金課関係の申請に関する事務等を取り扱っております。周辺の皆さんには身近な窓口としてのサービス業務を行っております。

今回、ご指摘のありました高額療養費の支給決定額につきましては、振り込みと同時に支給決定通知を送りしご確認いただいておりますが、ご指摘のように申請から支給決定通知が



届くまでは金額が確認できないため、今後は、受付の際に支給申請通知のはがきに受付印を押して、その場で申請者にお返しするよう改善させていただきます。

なお、うずら出張所の窓口事務について、国保年金課を始め、関係各課とも連携を密にし、利用者の視点に立ったサービスの提供に取組んでまいりますので、どうぞご理解くださいますようよろしくお願いいたします。

窓口事務に関して、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。ご意見ありがとうございました。（国保年金課扱い）

問い合わせ 秘書課広聴係
0888-1111(281)

～町長への手紙を送るには～

- 郵送** この用紙は、切手不要の便せんとなっています。用紙を切り取りあて先が表になるように折りたたんで「のりしろ」の部分にのりづけして郵送してください
- 投かん箱** 役場正面玄関ロビー、うずら出張所、福祉センターまほろば、図書館、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館——の各施設に、用紙と投かん箱が備え付けてあります。用紙に必要事項記入の上、投かん箱に投かんしてください
- ファクシミリ** 用紙に必要事項記入の上、ファクシミリで下記に送付してください
- 電子メール** 町ホームページ＞町長の部屋＞『町長への手紙』を参照し、送信してください
- 問い合わせ** 秘書課広聴係 ☎888-1111 (281) FAX 887-9560
▼ホームページ: <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> ▼Eメール: tegami@town.ami.lg.jp

3000390

阿見町中央1-1-1

阿見町長 行

(町長への手紙)

料金受取人私郵便

阿見局
承認
29

差出有効期間
平成28年11月
30日まで



(切手をはらずにりのまま投かんしてください)

〈折れ線〉

まちの できごと

レンタル機材の優先供給 に関する災害協定締結

9月22日、町と株式会社共成レンタル阿見営業所は「災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定」を締結しました。この協定により、災害が発生した場合または発生する恐れがある場合に、町の災害対策に必要なレンタル機材（油圧ショベル・ダンプトラック・発電機・仮設トイレ等）の優先供給を受けることができるようになりました。



9月22日

『おいしいお米プロジェクト』に挑戦しています

町と連携協定を結んだ東京農業大学と連携している株式会社アルビオンと町内の認定農業者稲作倶楽部（代表：浅野敬司氏）との間で、低農薬等によるお米の契約栽培「おいしいお米プロジェクト」が5月の田植えから始まり、9月には収穫作業が行われました。来年も、おいしいお米づくりにへの挑戦が続けられます。



9月6日

阿見中学校 剣道部 弓道部が各大会で入賞

阿見中学校の剣道部が県中学校総合体育大会（7月19日開催）男子団体の部で優勝、同校弓道部が第25回関東中学生弓道大会（8月12日開催）男子団体の部で第3位に入賞しました。9月9日、阿見中学校の剣道部・弓道部の皆さんが町長への成績報告のため来庁しました。皆さん、おめでとうございます。



9月9日

町内で3人が百歳到達 褒状・記念品贈呈

9月24日、満百歳を迎えられた人の長寿を祝い、感謝の意を表すため、町長が訪問し、国・県・町・町社会福祉協議会からの褒状と記念品が贈呈されました。表彰を受けた人は、寛田廣吉さん（写真右）、檀村ふみさん（写真中央）、向マツエさん（写真左）、野口照次さん、吉田千代子さんです。皆さん、おめでとうございます。



9月24日

県消防ポンプ操法競技 大会 県南南部地区優勝

10月19日、筑波南第一工業団地（阿見町香澄の里）で開催された、第65回県消防ポンプ操法競技大会 県南南部地区大会の小型ポンプの部において町消防団第8分団（上本郷・下本郷・中根・シンワ）が優勝しました。また、優秀選手には1番員の宮本芳紀選手が選ばれました。おめでとうございます。南部地区大会の出場チームは、龍ヶ崎市・取手市・牛久市・守谷市・稲敷市・美浦村・利根町・河内町・阿見町の9市町村です。町では、これからも消防団の活動を支援し、安心・安全のまちづくりを進めていきます。



10月19日

年末年始の業務

町施設

役場・うずら出張所・総合保健福祉会館・水道事務所

▼年末 12月26日(金)まで
▼年始 1月5日(月)から
※12月27日(土)～1月3日(土)は、出生・婚姻・死亡届などのみ役場で日直が受付します。また、4日(日)は日曜開庁を行います

▼問合せ ▼役場 ☎8888-1111 ▼総務課(212)
▼町民課(122) ▼収納課(146) ▼うずら出張所 ☎8411-1167 ▼総合保健福祉会館 ☎8881-2943
▼水道事務所 ☎8891-5151

町民活動センター

▼年末 12月28日(日)まで
▼年始 1月6日(火)から
▼問合せ 町民活動センター ☎8881-2051

保育所・児童館

▼年末 12月27日(土)まで
▼年始 ▼保育所:1月5日(月)から ▼児童館:5日(月)から

▼問合せ ▼児童福祉課 ☎8881-1111(167)
▼児童館 ☎8871-4093

福祉センターまほろば

▼年末 12月27日(土)まで

公民館・ふれあいセンター・町民体育館

▼年末 12月27日(土)まで
▼年始 1月6日(火)から
▼問合せ ▼中央公民館 ☎8881-2526 ▼君原公民館 ☎8891-1363 ▼かすみ公民館 ☎8881-1111 ▼本郷ふれあいセンター ☎8301-5100 ▼舟島ふれあいセンター ☎8401-2761

総合運動公園

▼年末 12月28日(日)まで
▼年始 1月4日(日)から
※芝の管理(養生など)のため、町民球場・野球場・多目的広場および陸上競技場(フィールド内)は、12月15日(月)～平成27年2月28日(土)まで一般貸し出しを中止します

図書館

▼年末 12月28日(日)まで
▼年始 1月4日(日)から
▼問合せ 図書館 ☎8871-2526 (中央公民館内)

予科練平和記念館

▼年末 12月28日(日)まで
▼年始 1月4日(日)から
▼問合せ 予科練平和記念館 ☎8911-3344

教育相談センターやすらぎの園

▼年末 12月28日(日)まで
▼年始 1月4日(日)から

町以外

▼年末 12月26日(金)まで
▼年始 1月5日(月)から
▼問合せ 教育相談センター ☎8881-2255

▼年末 12月31日(水)まで
▼年始 1月4日(日)から
※12月31日(水)は、友引のため予約受付業務のみを行います
▼問合せ うしくあみ斎場 ☎8301-9888

衛生業務

▼年末 12月24日(水)まで
▼年始 1月5日(月)から
※年末は電話がかかりにくくなりますので、ご了承ください
※手数料が必要となります。申し込み後、粗大ごみステッカーを貼ってくださいます

ごみ(粗大ごみを含む)の直接搬入

▼年末 12月29日(月)まで
▼年始 12月29日(月)のみ、午前9時～正午、午後1時～3時
※混雑が予想されます。できるだけ最終日(29日)付近を避けて、お早めの対応をお願いします

▼年末 12月29日(月)まで
▼年始 1月5日(月)から
▼問合せ 黄金開発 ☎8871-0209 ▼カスミ衛生 ☎8871-0808

し尿・浄化槽汚泥くみ取りの電話申し込み

12月12日(金)までに業者にお申し込みください。年始は1月5日(月)から受付します。
なお、処理場(龍ヶ崎地方衛生組合)については、年末は12月26日(金)まで、年始は1月5日(月)から平常どおり行います。

ごみ収集業務

▼年末 12月30日(火)まで
▼年始 1月5日(月)から
※12月30日(火)・1月5日(月)は、全地区「燃えるごみ」のみ回収します
※年始は1月6日(火)から平常業務となります
※集積所付近にお住まいの人の迷惑になりますので、休業期間中は絶対にごみを出さないでください

▼年末 12月30日(火)まで
▼年始 1月5日(月)から
※12月30日(火)・1月5日(月)は、全地区「燃えるごみ」のみ回収します

▼年末 12月30日(火)まで
▼年始 1月5日(月)から
※12月30日(火)・1月5日(月)は、全地区「燃えるごみ」のみ回収します

▼年末 12月30日(火)まで
▼年始 1月5日(月)から
※12月30日(火)・1月5日(月)は、全地区「燃えるごみ」のみ回収します

▼年末 12月30日(火)まで
▼年始 1月5日(月)から
※12月30日(火)・1月5日(月)は、全地区「燃えるごみ」のみ回収します

▼年末 12月30日(火)まで
▼年始 1月5日(月)から
※12月30日(火)・1月5日(月)は、全地区「燃えるごみ」のみ回収します

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

当社の「太陽光発電システム」は、屋根の電気代はおまかせ！補助金制度を上手に利用！余った電気は売電可能！

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、桁、柱を優れた構造用下地材で固定するため応力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます！！

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許(般-24)第22375号 【本社】阿見町実毅 1283-10
TEL.029-842-7196
(株)美都住建 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32

住まいプロ ホームウェル 美都和

おすすめの日1dayリフォーム商品

住まいのプロ集団！

日本最大級の住宅設備機・建材メーカー LIXIL が運営する、安心して品質の高いリフォーム加盟店です。全国の厳しい審査に合格した優良工務店が加盟するフランチャイズチェーンです。

茨城県知事免許(4)第5548号
(有)美都和 阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200

お知らせ

Information

町住宅用太陽光発電システム設置補助金の終了

町では、地球温暖化の抑制を図り、新エネルギーの導入を促進するため、住宅用の太陽光発電システムを新たに設置する人に対し、設置に要する費用の一部を予算の範囲内で補助してまいりましたが、平成26年度をもちまして住宅用太陽光発電システム設置補助金は終了となります。

平成26年度補助金の希望者は、お早めに申請をお願いします

●対象 町内に居住している人で、平成27年3月10日までに実績報告書を提出できる人
 ●その他 補助金交付の残件数は、電話で左記にお問合せください。補助金申請等の詳細は、左記の環境政策課ホームページで確認することができます

▼問合せ 環境政策課 ☎888-1111 (116) ▼ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/sekatsusangyobu/kankoseisakuka/taiyoko-hoijohm>

『いばらき高齢者優待制度』の開始

高齢者の積極的な外出を促進する『いばらき高齢者優待制度』が開始されます。協賛店舗等で優待カード(シニアカード)を提示することで、料金割引やポイント加算等の特典が受けられるものです。

▼配付開始日 11月25日(火)予定 ※制度開始:12月1日(月)

▼配付窓口 社会福祉課・うずら出張所

▼対象 県内居住の65歳以上の人

▼申請方法 住所・生年月日が確認できるもの(保険証など)を持参し、右記に直接申し込む ※本人または代理人可

▼問合せ ▼カード配布に関すること:社会福祉課 ☎888-1111 (162) ▼制度に関すること:県長寿福祉課 ☎029-1301-3326

多重債務の相談窓口

水戸財務事務所では、多重債務等に関する無料相談窓口を左記のとおり設置しています。

一人で悩まずにご相談ください。
 ▼時間 ①午前8時30分～正午・午後1時～4時30分 ②午前8時30分～正午・午後1時～5時 ※土・日・祝日を除く
 ▼問合せ 財務省関東財務局水戸財務事務所 ①多重債務相談(借金返済・高金利貸付・悪質取立て) ☎029-1221-3190 ②投資勧誘相談(未公開株・社債・ファンド) ☎029-1221-3195

県南生涯学習センター『子どもの脳をいかに育むか』開催

▼期日 平成27年2月1日(日)
 ▼時間 午後2時から3時30分(受付:1時30分から)
 ▼場所 土浦市民会館小ホール(土浦市真鍋)
 ▼内容 子どもや社会人が真に伸ばすべき能力は何か。その能力をいかに育成すればいいのか。フジテレビで放送番組でおなじみの「澤口俊之氏」が、最先端の脳育成学をベースに講演を行います

▼講師 人間性脳科学研究所 所長 澤口俊之氏
 ▼定員 340人(定員で締切)
 ▼入場料 無料
 ▼申込方法 事前予約制。電話または直接左記に申し込む
 ▼問合せ 県南生涯学習センター ☎826-1101

犯罪被害者の支援

被害にあわれた人やご家族は、「体の調子が悪い」「気持ち落ち着かない」「経済的に苦しい」「周囲の言葉に傷つく」等の悩みを抱えています。犯罪被害は、いつ誰に起こるかわかりません。

被害にあわれた人や、そのご家族が回復するためには、周囲の人たちの理解と協力が必要です。警察では、関係機関と連携し、さまざまな支援を実施しています。

ひとりで悩まずに、被害者支援制度をご利用ください。詳しくは、左記にお問い合わせください。

▼問合せ 牛久警察署被害者支援係 ☎871-0110

航空科学博物館『クリスマスコンサート』開催

クリスマスを中心、ハープ・バイオリン・ピアノ・ベースの演奏家によるコンサートです。

▼期日 12月23日(火)

▼時間 正午～午後0時30分・午後3時～3時30分

▼場所 航空科学博物館1階西棟展示室

▼参加料 入館料のみ

▼問合せ 航空科学博物館 ☎0479-178-0557

〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学び舎

平成27年度入試日程		平成27年度入試日程	
	推薦	一般	
出願期間	12月16日(火)～17日(水)	12月16日(火)～17日(水)	12月16日(火)～17日(水)
試験日	1月9日(金)	1月9日(金)	1月18日(日)
試験科目	国・数・英(マークシート) +面接	国・数・英・理・社(記述式)	
合格発表	1月15日(木)	1月23日(金)	

霞ヶ浦高等学校
 〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
 TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
 URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

たくましさと優しさを共に育てる

平成27年度入試日程		平成27年度入試日程	
	一般入試(第1回)	一般入試(第2回)	
出願期間	12月1日(月)～18日(木)	1月8日(木)～21日(水)	
試験日	12月21日(日)	1月24日(土)	
試験科目	公立中等型入試・算理国社面接 一般型入試・国数面接	国語・算数・面接	
合格発表	12月24日(水)	1月27日(火)	

霞南至健中学校
 〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
 TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
 URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

お知らせ

Information

町内産農産物の放射能測定結果

町内産農産物について、『食品放射能測定システム』により放射性物質の測定を無料で行っています。10月の測定結果（合計18検体）は、左記のとおりです。

- ▼不検出 イラクサの葉・柿の葉・カナムグラ・タズノ葉・桑の葉・コウゾの葉・サツマイモ・セイタカアワダチソウ・セージ・ツキミノソウ・ハタケシメジ・ホウの葉
- ▼基準値内のもの 柿・シイタケ・カラスウリの葉・ニワトコの葉・ミズンバ・ヤブガラシ
- ※『基準値を超えたもの』無し
- ※『不検出』とは、『検出限界値』未満であることを表し、おおむね25ベクレル毎キログラムになります

※『新基準値』：穀類・肉・魚・野菜などの『一般食品』は1000ベクレル毎キログラムです

▼食品放射能測定の申込方法
電話または直接左記に申し込む。測定料金は無料。

▼問合せ 農業振興課 ☎ 888-1111 (183)

『町障害者による作品展』開催・事業所紹介

12月3日～9日の障害者週間に合わせ、障害者による作品展を開催します。また、障害者の人が就労に向けて訓練を行っている町内事業所の紹介もあわせて実施しています。皆さまのご見学をお待ちしています。

- ▼期間 12月3日(水)～9日(火) ※土・日を除く
- ▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』
- ▼問合せ 障害福祉課自立支援係(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2943

陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場から『夜間飛行訓練』

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。

- ▼日時 12月9日(火)～11日(木)、16日(火)～18日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

▼問合せ 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎ 842-1211 (3420)

平成26年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計調査です。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査時点は12月31日です。調査員が訪問し調査表を配布しますので、調査票へのご回答をお願いします。

- ▼問合せ 情報政策課統計係 ☎ 888-1111 (297)

町シルバー人材センターから

- 入会説明会開催 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)
- ▼期日 12月16日(火)
- ▼時間 午前10時～正午
- ▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)
- ▼問合せ (公社)町シルバー人材センター ☎ 888-2036

犯罪被害者支援(ご)理解をお願いします

犯罪の発生は防止しなければなりません。現実には犯罪は発

生し被害者が生まれます。被害者の人たちが直面するさまざまな問題を一緒に考え、もとの平穏な生活を取り戻すことができよう、当センターはさまざまな支援をしています。犯罪被害者へのご理解をお願いします。

- ▼(公社)いばらき被害者支援センター相談窓口 ☎ 029-232-2736
- ▼問合せ (公社)いばらき被害者支援センター事務局 ☎ 029-232-2738

県立土浦産業技術専門学院職業能力開発向上講座

- ▼期日 平成27年1月31日(土)・2月1日(日)・7日(土)
- ▼時間 午前9時～午後4時
- ▼場所 県立土浦産業技術専門学院(土浦市中村西根)
- ▼内容 AutoCAD2013による製図機能のマスター・編集の仕方(初級者向け)
- ▼定員 20人
- ▼受講料 2980円
- ▼申込期間 12月19日(金)まで
- ▼申込方法 講座名・氏名・住所・電話番号・年齢・職業(会社名)を記入し、往復はがき等で左記に申し込む
- ▼問合せ 〒300-0084 土浦市中村西根番外50 県立土浦産業技術専門学院 ☎ 841-3551

〈広告欄〉



居酒屋 衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7

電話 **887-1147**
FAX **887-0970**

手帳・家計簿・カレンダーのご準備はお早めに

品数豊富なこの時期に、ピッタリの1冊を!

『2015年手帳』

ご準備は、もうお済みですか?

オークスブックセンター阿見店

平日10時～21時 土日祝9時30分～21時
カスミ 阿見店 2階

阿見町中郷2-7-24 TEL 029-891-2322 <http://www.oaksbc.co.jp>

「新春お好み演芸寄席」開催

▼期日 平成27年1月24日(土)
▼時間 午後2時から(開場:1時30分)
▼場所 本郷ふれあいセンター
▼出演者 ▼ノブ&フツキー(司会) ▼林家三平(落語) ▼翁家勝丸(曲芸) ▼荒木巴(マジック) ▼シグナルズ(歌謡コミック)
▼募集人数 300席(全席自由)
▼入場料 500円
▼申込方法 12月12日(金)午前9時から、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンターでチケットを販売
▼問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎888-12526

音楽で元気にするまちづくり事業 「クリスマスファミリアコンサート」開催

▼期日 12月21日(日)
▼時間 午後1時30分から(開場:1時)
▼場所 舟島ふれあいセンター
▼出演団体 阿見吹奏楽団
▼入場料 無料
▼問合せ 舟島ふれあいセンター ☎840-12761

難病制度改正に伴う新規・継続申請

平成27年1月1日から難病の新たな医療費助成制度が開始されます。大きく変わる点は、『月額自己負担限度額の金額算定方法の変更』『指定医療機関・指定医の指定』『対象疾患の拡大』の3つです。更新対象の人は、12月26日(金)までに必ず継続申請が必要です。
また、新たな対象疾患や新規申請については、左記にお問い合わせください。

▼問合せ 土浦保健所保健指導課 ☎821-5516

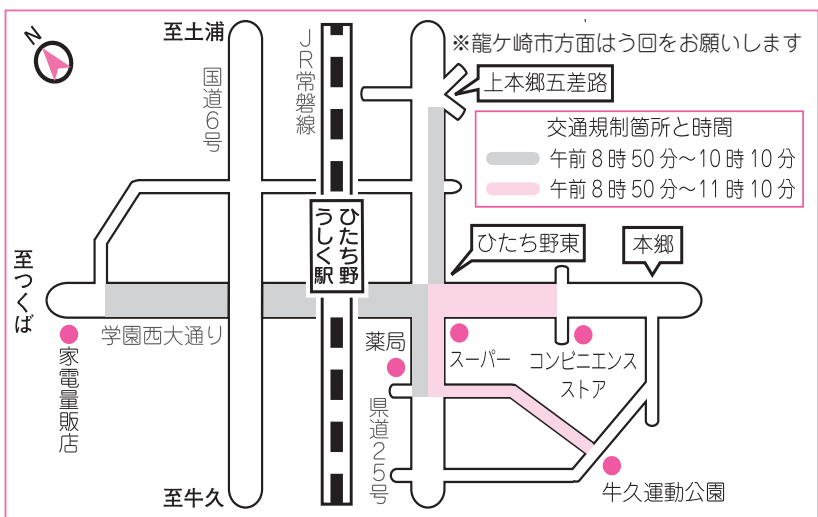
県最低賃金が「時間額729円」に改正

茨城労働局では、県最低賃金を時間額729円(昨年度額から16円引上げ)に改正決定しました。

『牛久シティマラソン』開催に伴う交通規制実施

平成27年1月12日(月)に『牛久シティマラソン』が開催されるため、マラソンコースおよびその周辺道路の交通規制が実施されます。なお、上本郷五差路からひたち野東交差点の間は片側のみ交通規制となります。大変ご迷惑をおかけしますが、当日はう回などのご協力をお願いします。

▼問合せ 牛久シティマラソン実行委員会事務局 ☎873-2486



した。この最低賃金額は、10月4日(土)から県内の全産業全労働者に適用されます。賃金額が『県最低賃金』を下回る雇用契約は、労使双方の合意であっても、最低賃金法により賃金額については無効とされ、最低賃金額と同額の契約をしたものとみなされます。

「求職者支援訓練」で早期就職!
雇用保険を受給できない人などを対象に、早期就職に向けたスキルアップのための職業訓練の案内をしています。受講料は原則無料です。パソコン系や介護分野など各種訓練があります。詳細は、左記にお問い合わせください。

▼問合せ ハローワーク土浦 ☎822-15124

〈広告欄〉

想いの数だけ「ありがとう」がある。

サラダ館 のお歳暮

全国宅配無料 **最大 30%OFF!**

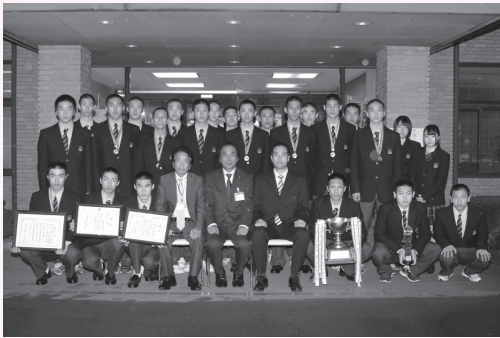
送料無料で価格は、品質内容を十分吟味したシャディが自信を持ってオススメする価格です。

メーカー・シャディ希望小売価格より

※カタログご希望の方、ご一報下さい。お届けいたします。

家具の店 精理
稲敷郡阿見町若栗 1766-3 (サラダ館阿見中央店併設)
TEL 029-840-2438
FAX 029-887-3422
■営業時間:AM10:00~PM6:00
■定休日:水曜日

『まちのニュース・町長日記』



『霞ヶ浦高等学校・春の高校バレー出場』

10月に開催された県バレーボール高校選抜大会において優勝し、第67回全日本バレーボール高等学校選手権大会(春高バレー)出場を決めた霞ヶ浦高等学校の男子バレーボール部の皆さんが11月6日に表敬訪問のため、町長室に来られました。選手の皆さんの努力と監督ならびに関係者の皆さんのご尽力に心から敬意を表したいと思います。

松本翔汰主将の『全国で1勝でも多く勝てるように頑張りますので、皆さんの応援をよろしくお願いいたします。』との決意に、『ぜひ頑張って、一つでも多く勝ってください。春高バレーでの活躍は、町民や県民の喜びや励ましになると思います。』と激励させていただきました。

来年1月に東京で開催される春高バレーがとても楽しみです。町民の皆さんも応援のほど、よろしくお願いいたします。

阿見町長 天田富司男



● 定例相談 ●

人権相談／行政相談 日時:1月8日(木)午前10時～午後3時／場所:総合保健福祉会館2階講座室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(215)

子育て相談 電話・来所相談:月～金曜日午前9時～午後4時／場所:中郷保育所内／訪問相談:随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／弁護士相談:月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分～午後5時15分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時45分／弁護士相談:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 人口と世帯 ●

- 総人口 48,034人 (+ 43) ▽11月1日現在
- 男性 23,841人 (+ 21) ▽常住人口ベース
- 女性 24,193人 (+ 22) ▽()内は前月比
- 世帯数 18,906世帯 (+ 29) ▽情報政策課調べ

11月の納税等

国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(5期)
納期限 12月1日(月)

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(5期)
納期限 12月25日(木)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 10月(年累計)

消防署調べ	急病	81件(1005)
出場件数 152件(1593)	交通事故	28件(201)
	一般負傷	29件(236)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	14件(151)
	合計	152件(1593)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店